

介護サービス事業所等 管理者 様

筑紫野市長 平井 一三
(健康福祉部 高齢者支援課)

介護人材資格取得等支援補助金について

日頃より本市の介護保険事業の推進に、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、このたび介護人材の確保を図るため、介護人材資格取得等支援補助金を創設しました。

つきましては、市内介護サービス事業所等の対象者に対し補助金の活用について周知いただきますようお願いします。また、対象経費を本人に代わり負担している事業者につきましても、申請することができますので併せてお知らせします。

記

1 対象経費

補助対象	補助対象経費
介護職員初任者研修	受講料及び教材費
介護福祉士実務者研修	
介護支援専門員実務研修	
介護支援専門員専門研修Ⅰ	
介護支援専門員専門研修Ⅱ	
介護支援専門員更新研修(前期)	
介護支援専門員更新研修(後期)	
介護支援専門員更新研修(未経験者向け)	
介護支援専門員再研修	
主任介護支援専門員研修	
主任介護支援専門員更新研修	
介護福祉士国家試験	受験対策講座に係る受講料 及び模擬試験受験手数料
介護支援専門員実務研修受講試験	

2 補助の要件

①市内の介護事業所等に勤務していること。

介護事業所等とは、次に掲げる事業を行っている事業所及び施設とする。

- (1) 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業
- (2) 介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業
- (3) 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業
- (4) 介護保険法第8条第26項に規定する施設サービス
- (5) 介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業
- (6) 介護保険法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業
- (7) 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業
- (8) 介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業

②対象の研修を修了及び対象の資格を取得していること。

③交付要件を満たした日から1年以内に申請していること。

3 申請方法

申請は、従業者または従業者に代わって対象経費を負担した事業者が行います。
持参、郵送、電子メール等により次の必要書類を市高齢者支援課に提出してください。
様式は市ホームページにも掲載していますのでダウンロードしてご利用ください。

【必要書類】

①従業者が申請する場合

- ア 筑紫野市介護人材資格取得等支援補助金交付申請書(従業者用)(様式第3号)
- イ 研修実施者が発行する受講料等の領収書の写し
- ウ 研修実施者が発行する修了証明書、介護福祉士登録証又は介護支援専門員証の写し
- エ 事業所等に勤務していることを証する書類 ※様式第3号の5勤務証明に記載があれば不要。

②従業者に代わって対象経費を負担した事業者が申請する場合

- ア 筑紫野市介護人材資格取得等支援補助金交付申請書(事業者用)(様式第1号)
- イ 実績報告書(様式第2号)
- ウ 研修実施者が発行する受講料等の領収書の写し
- エ 研修実施者が発行する修了証明書、介護福祉士登録証又は介護支援専門員証の写し
- オ 別表に掲げる補助対象経費を従業者に代わって事業者が負担していることが分かる書類
- カ 請求書

【提出先】〒818-8686 筑紫野市石崎1丁目1番1号

筑紫野市 高齢者支援課 指定指導担当 宛

【電子メール】kourei@city.chikushino.fukuoka.jp

4 注意事項

- ①令和8年4月1日以降に要件を満たしたものの(研修修了、試験の合格等)について補助するものです。
- ②申請は、交付要件を満たした日から1年以内に行う必要があります(1年経過後は受付できません)。
- ③入学金、収入印紙、交通費、支払いに要した振り込み手数料等は、補助対象外です。
- ④国、都道府県、市区町村その他の公的機関から同種の補助又は助成を受ける場合は、補助対象経費から当該助成等の額を差し引いた額を補助金額とします。
- ⑤社会福祉法人福岡県社会福祉協議会における貸付制度(介護福祉士等修学資金貸付、介護福祉士実務者研修受講資金貸付)については、本制度と併せて受給することはできません。
- ⑥本事業は予算の範囲内で先着順の実施となるため、全ての申請者に補助金交付を確約するものではありません。

筑紫野市高齢者支援課
【公式Instagram】



フォローよろしくお願いします☆



筑紫野市 高齢者支援課 指定指導担当
電話 代表 092-923-1111 内線 453
直通 092-557-5132
メール kourei@city.chikushino.fukuoka.jp